
かんちゃん

167号

令和8年９月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者
全国間税会総連合会
会長　迫 本　淳 一
事務局
〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
　日本橋村松ビル5F
ＴＥＬ　03(5829)3901
ＦＡＸ　03(5829)3902
URL https://www.kanzeikai.jp
E-mail info@kanzeikai.jp
印刷　株式会社 総 北 海

法人番号
(2700150004884)


しょうちゃん



【香川県立アリーナ（あなぶきアリーナ香川）】
◉県立アリーナが「世界で最も美しいアリーナ」ベルサイユ賞（最優秀賞）を受賞！
「ベルサイユ賞」の「世界で最も美しいアリーナ2025」6施設にノミネートされていた、香川県立アリーナ（あなぶきアリーナ香川）が、2025年12月4日、ユネスコ本部（パリ）で開催された表彰式において、ベルサイユ賞（最優秀賞）を受賞しました。香川県立アリーナは、美しい瀬戸内海と街並みをつないで、新しい風景と公共空間を作ることを目指して建築されたものです。

〔主要目次〕

令和９年度　税制及び執行に関する要望書… ２～６

局連だより（四国間連）…… ７～８

広報だより（関東信越間連）…… ９

間税会だより…… 10～12

間税会組織の現状…… 13

令和８年度「消費税等に関するアンケート調査」結果報告…… 14～15

常任理事会、女性部・青年部の役員会の開催
揮発油税中央セミナーの開催、一般財団法人大蔵財務協会からの支援、全間連の主な動き… 16

令和9年度 税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1－1　社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要　旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

（理　由）

（中略）

こうしたことにより、一般歳出総額は、約122.3兆円となっており、前年度当初予算（約115.2兆円）に比べて約7.1兆円の増額となっている。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度当初（約77.8兆円）に比べ約5.9兆円多い約83.7兆円と見積もられている。

その内訳は、所得税収が約25.3兆円、法人税収が約20.7兆円、消費税収が約26.7兆円と見積もられており、国税収入全体に占める消費税収のウェイトは32.0％（前年度当初31.9％）となっており、引き続き、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初（約28.6兆円）に比べ約0.9兆円多く約29.6兆円と見込まれるものの、引き続き30兆円を下回る水準となり、その公債依存度も前年度当初の24.9％から24.2％に改善するものと見込まれている。しかしながら、令和８年度末の公債（普通国債）残高見込額は約1,145兆円に拡大し、国民一人当たり約930万円（試算額）にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

（中略）

そうした状況の中で、財政健全化の指標であるプライマリーバランス（以下「ＰＢ」という。）（注）を見ると、令和８年度当初予算では、約5.9兆円もの租税及び印紙収入の増加もあり、約1.3兆円の黒字見込額となっていたが、その後、本年６月５日に成立した約3.1兆円規模の補正予算では、全て特例公債により賄うこととされたため、約1.8兆円の赤字見込額となっている。

（注）一般会計基礎的財政収支をいい、政策的経費（歳出総額から国債費を除いた額）を税収等（歳入総額から公債金を除いた額）で賄えているかどうかを示す指標。

政府の財政健全化目標については、平成13年以降、毎年６月頃に閣議決定されているいわゆる骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針。以下「骨太の方針」という。）においては、これまで国・地方を通じたＰＢの黒字化を目指すとされてきたところである。しかしながら、本年７月21日に閣議決定された骨太の方針では、ＰＢは、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理するものとされ、単年度の黒字化時期を機械的に追うものではないものとされた。そして財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付けることとされている。

そうした中、私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成26年４月から税率が地方消費税を含めて５％から８％に、更に令和元年10月からは10％へと引き上げられ、我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税となり、人口の少子・高齢化に伴う社会保障財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在となっている。

また、制度面においては、令和元年10月から軽減税率制度が、令和５年10月からは、いわゆる消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施され、消費税制度は新たな時代を迎えている。

さらに、国分の消費税収は、社会保障４経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方交付税分として地方に配分される消費税収分及び地方消費税収（１％分を除く。）についても社会保障財源化されている。

（参考）消費税法（昭和63年法律第108号）

（趣旨等）

第１条　省略

２　消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、前述の消費税率の引上げはやむを得ない措置であったと受け止めている。

しかしながら、我が国の財政状況を見ると、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等、更には防衛力の抜本的な強化と財源確保、今般の中東情勢を踏まえた補正予算、更には社会保障国民会議等で検討されている給付付き税額控除や消費税減税に要する所要財源確保策などにより、過去に例を見ないほど厳しさが増していることに鑑み、次に掲げる行財政改革などに果敢に取り組むよう強く求める。

⑴　政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。

⑵　特に議員定数や歳費の抜本的な見直し、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、ＤＸの推進を含め、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。

⑶　先般の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されたものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和８年度末で約1,145兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。

⑷　所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すべきであり、縮減を目指すこと。

⑸　消費税率の逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）については、軽減税率制度に代えて、真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定して負担を緩和する「簡素な給付措置」又はマイナンバー制度を利用した「給付付き税額控除制度」で対処すること。

⑹　令和５年10月から消費税のインボイス制度が実施されたが、引き続き、免税事業者に対する取引条件の見直しに関する情報収集等に努めることはもとより、取引全般において自己の取引上の優越している地位を利用して一方的に不利な取引条件を迫るような「優越的地位の濫用」等に該当する行為に対しては、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

1－2　財政健全化施策の検討

〔要　旨〕

近年の急激な財政の悪化の要因である「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等（中東情勢等対応を含む。）」への対応のために発行された莫大な新規公債については、我が国の社会経済状況を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、

中長期的な視点に立った具体的な道筋の検討を進めるべきである。
（理　由）（省略）

2　消費税に関する事項

（1）　消費税制度の公平、簡素かつ中立で合理的な制度の構築と安定的な税制としての維持・確保

〔要　旨〕

消費税制度については社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平、簡素かつ中立で合理的な制度の構築を基本とし、社会保障を支える財源としての役割等を十分に踏まえた、安定的な税制としての維持・確保を図るべきである。

（理　由）

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税は、今や我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税となり、人口の少子・高齢化に伴う社会保障財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在となっている。消費税については、そうした点を踏まえながら、国民の理解と信頼が得られる公平、簡素かつ中立で合理的な制度の構築を基本とし、安定的な税制としての維持・確保を図るべきである。

したがって、そうした観点から、下記「付記事項」についても十分考慮して今後の制度の改正等に対処すべきである。

なお、本年２月から社会保障国民会議等において国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について議論が行われてきているが、上記のような観点から、市場の信認の維持と社会保障の持続性の確保のための代替財源の明確化等を含め、長期的な視点にたった方向での取りまとめがなされることを期待している。

また、これまでも経済対策等の観点から消費税減税についての議論が度々なされてきたが、同様な視点が重要である。さらに、消費税率を引き下げることによる負担軽減効果は、下記「付記事項」の②に記載しているとおり、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、物価高に苦しむ低所得者に対する対策として非効率であるのみならず、価格改定やシステム変更等による事業者のコスト負担、事務負担やそのための準備期間の必要性、買い控えや駆け込みとその反動等により経済の混乱要因となりかねないこと等、多くの課題が存在することにも留意する必要がある。

付　記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度（消費税制度）」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年４月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10％への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性（所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向）に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度（還付制度）」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度（還付制度）又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

［軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持］

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

＊ 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽 減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。

② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならない。厳しい財政状況の下、限られた財政資源は最適な形で配分すべきところ、非効率である。

③ 消費税の税収は、社会保障財源に使途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス（適格請求書）が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

［逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）］

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度（還付制度）」又は消費税率が５％から８％に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

（2）　軽減税率の対象範囲の見直し

〔要　旨〕

先般の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われたものであることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

（理　由）（省略）

（3）　消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、「給付付き税額控除制度」に改組し、マイナンバー制度を利用したきめ細かなプッシュ型の低所得者対策を講じる。

〔要　旨〕

今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率制度に代えて、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。すなわち、マイナンバーとひも付けされた課税情報などを利用し、真に支援を必要とする低所得者等を的確に把握し、登録された公金受取口座に申請不要で支給するプッシュ型の給付を行うべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化（税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略）等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

（理　由）

マイナンバー制度（マイナンバーカード）については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられている。また、マイナンバー制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負

担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考える。

さらに、公金受取口座の登録が進めば、真に支援を必要とする低所得者等でありながら、様々な支援策への知識に乏しい者が、煩雑な行政手続を要することなく、申請不要で迅速に支給することのできるプッシュ型の給付が可能となる。

したがって、本年２月から社会保障国民会議等において議論されている「給付付き税額控除」については、真に支援を必要とする者への効果的な支援策として、具体的な制度設計に向けた検討をさらに加速すべきである。

他方、消費税が有する「逆進性」に対する緩和策として、現在、講じられている「飲食料品と新聞の譲渡」については、前述２（１）付記に記載したように、

① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であること（前述２（２）に記載したように、低所得者対策との関連性が乏しい「新聞」まで、何故、軽減税率の対象にしているのか疑問）
② 軽減税率制度は、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと
③ 複数税率制度の下では、適用税率ごとの区分経理により税額計算が必要となるなど、事業者の事務負担の増加要因となること

などの問題点が指摘されている。

したがって、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、消費税の逆進性対策については、既に旧態と考えられる欧州で採用する軽減税率制度の見直しではなく、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象に逆進性対策が可能となる新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」へ改組し、プッシュ型で迅速かつきめ細かな給付をする真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、消費税の逆進性対策を軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化（税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略）等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

また、前述の社会保障国民会議等の議論の結果として、「給付付き税額控除制度」が導入された場合においては、「軽減税率制度」が併存することのないよう期待したい。

（４） 仕入税額控除制度において中小事業者等に対する適正な配慮措置を講ずる。

〔要　旨〕

令和５年10月から実施されたインボイス制度については、その円滑な実施を図る観点から、様々な中小事業者等向けの負担緩和措置等が講じられた。

これらの負担緩和措置等のうち、いわゆる８割控除の経過措置や２割特例については、７割控除や個人事業者向け３割特例として縮減はされたものの全間連の要望していた方向性に近い形で、一定期間延長された。この制度の今後の方向性については、さらにこの延長期間における実務の実態等を検証しつつ、更なる適用期限の延長を検討すべきである。

また、少額特例（税込価額が１万円未満の課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置）についても、その利用状況等を検証し、必要があると認められる場合には、恒久措置への移行も含めて、期限到来後のあり方について検討すべきである。

（理　由）

消費税のインボイス制度については、多くの事業者の事務負担の増加を招いているが、特に、これまで免税事業者であった事業者から課税事業者への選択を迫られている事例が多く生じていると考えられる。これにより納税事務、手続等を要することになり、事業者免税点制度等の中小事業者向けの特例措置が設けられている趣旨が形骸化されている恐れがある。

現状においては、次の①から③に掲げるように「平成28年消費税改正法（所得税等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号））」において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置が講じられていることや、令和５年度税制改正及び令和８年度税制改正において、インボイス制度の円滑な実施、運用を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられ、一定の配慮がされているところである。

これらの負担緩和措置については、今後、インボイス制度導入後の実務の実態等が積み重ねられていくうちに、様々な実務上の課題等が散見されてくると考えられる。そのため、それらを検証しながら、必要があると認められる場合には適用期間の延長や恒久措置への移行も含めて検討する必要がある。

これらのうち、次の①のいわゆる８割控除や②の２割特例については、令和８年度税制改正において、７割控除や個人事業者向け３割特例として縮減はされたものの全間連の要望していた方向性に沿った形で、一定期間延長された。この制度の今後の方向性については、さらにこの延長期間における実務の実態等を検証しつつ、適用期限の更なる延長も検討すべきである。

また、次の③の中小事業者向けの少額特例についてもその利用状況等を検証し、必要があると認められ場合には適用期間の延長や恒久措置への移行も含めて検討するべきである。

さらに、今後、インボイス制度導入後の課税期間に係る税務調査が本格化する中で、実務の実態等が明らかになってくれば、様々な実務上の課題等が散見されてくる可能性も考えられるので、それらを検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な制度上及び運用上の措置についても検討すべきである。

① 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、令和５年10月１日から令和８年９月30日までの３年間は仕入税額相当額の８割を、令和８年10月１日から令和11年９月30日までの３年間は仕入税額相当額の５割を、仕入税額控除として認める。

この特例措置については、令和８年度税制改正により、次のように最終的な適用期限を２年延長した上で、引下げペース・幅を見直すこととされた。

期　　間	割　　合
令和８年10月１日から 令和10年９月30日まで	仕入税額相当額の70％
令和10年10月１日から 令和12年９月30日まで	仕入税額相当額の50％
令和12年10月１日から 令和13年９月30日まで	仕入税額相当額の30％

② インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する各課税期間において、売上税額の２割に軽減する負担軽減措置を講ずる。

この特例措置については、令和８年度税制改正により、個人事業者に限定した上で、売上税額の３割に軽減する負担軽減措置として、令和９年及び令和10年の属する課税期間に適用することとされた。

③ 中小事業者向けの少額特例

基準期間における課税売上高が１億以下の事業者等が、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る税込価額が１万円未満である場合には、インボイスの保存がなくても、一定の事項が記載された帳簿のみで仕入税額控除を認める特例措置を講ずる。

（参考１） 令和６年５月に国税庁が発表した「令和５年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」においては、消費税に係る申告等につき、免税事業者からインボイス発行事業者になった者は 104万８千人であり、そのうち期限内の申告者数は87万５千人（うち、２割特例を適用した申告者数は83.9％の73万４千人）であった。

（参考２） 全間連は、令和８年４月に「インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について」

に関するアンケート調査を実施したが、その調査結果は、有効回答者10,443人社のうち

- 60.8％の方々が「恒久化すべき」と回答
- その他の回答結果は「期限どおりに廃止すべき/26.7％」、「その他/12.5％」。

（質　問）
全間連では、インボイス制度の円滑な導入のために設けられた中小事業者向けの特例措置のうち「少額特例」※については、中小事業者の事務の簡素化に役立っていると考えられますが、令和11年９月30日までの時限措置とされています。この「少額特例」の今後の方向性についてどう考えますか。
適当と考えられる欄に「○」印を付けてください。
※　「少額特例」：課税売上高１億円以下の規模の事業者は、１万円未満の経費等について、帳簿の保存のみ（インボイス不要）で仕入税額控除を認める特例措置

（回　答）	回答者数／人社	割合／％
①　恒久化すべき	6,351	60.8
②　期限どおりに廃止すべき	2,786	26.7
③　その他	1,306	12.5
合　　計	10,443	100.0

（５）　簡易課税制度の簡素な仕組みの維持
〔要　旨〕
軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。
（理　由）（省略）

（６）　任意の中間申告
〔要　旨〕
滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年３回又は年11回の選択ができるようにすべきである。
（理　由）（省略）

（７）　中間申告制度の見直し
〔要　旨〕
滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。
（理　由）（省略）

（８）　輸出物品販売場における免税制度の高度化
〔要　旨〕
令和８年11月に施行される「リファンド方式」への移行により、不適正な制度運用の抑止が期待される。また、免税店の税務リスクも低減するため、免税制度を適正に活用したさらなる消費拡大も期待される。地方部を含めた観光施策の重要なツールとして、免税制度を取り巻く今後のインバウンド環境の変化に応じて、機動的な制度の高度化を行っていただきたい。
さらに、免税店や承認送信事業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。
（理　由）
⑴　リファンド方式移行により、免税制度の不正利用への抑止が期待される。免税店での税務リスクおよび免税手続時における業務負荷が軽減されるため、地方を含め、さらなる免税店の増加が期待される。都市部だけでなく地方部でのインバウンド消費拡大のためにも、免税制度は継続すべきと考えるが、制度移行後においても旅行者利便性にも配慮しつつ、周辺環境の変化に応じた高度化も行っていただきたい。
⑵　免税店や承認送信事業者の許可に一定の有効期限を設け、更新にあたっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

（９）　非課税とされる医療、介護等に係る控除対象外消費税等への課題についての抜本的な見直し
〔要　旨〕
医療、介護等に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。
（理　由）
医療機関が購入する医療機器や医薬品、医療材料等には、消費税が課税される一方、医療は非課税であるためこれらの費用等に含まれる消費税は仕入税額控除ができない。このような仕入税額控除できない消費税分（以下「控除対象外消費税」という。）については、他の公租公課等と同様、物品やサービスの販売価格や料金等のコストを構成するものであるから、当該販売価格や料金等の設定の中で転嫁を図るというのが基本的な考え方とされる。このような考え方から、診療報酬制度等を基本とする社会保険医療サービスについては、このような控除対象外消費税分も含めた費用等を織り込んで社会保険診療報酬等の改定等を行うこととされている。しかしながら、各医療機関等において行う設備投資等は区々であり、特に高額な設備投資に係る負担等は多額であり、病院経営に大きな影響を与えているという意見も多く聞かれる。このような医療、介護等に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

3　個別消費税に関する事項

（１）　石油関連諸税と消費税
〔要　旨〕
石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。
（理　由）
消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。
石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

（２）　自動車燃料用のＬＰガス又はＬＰガス自動車等に対する課税の是正
〔要　旨〕
自動車燃料用のＬＰガス又はＬＰガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。
（理　由）

- ＬＰガスに対する石油ガス税の廃止/国税
 自動車燃料用のＬＰガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。また、揮発油税の暫定税率が廃止されたことに併せて石油ガス税についても廃止を検討すべきである。
- 石油ガス税の移出容量換算率の適正化/国税
 課税石油ガスの容量を重量に換算する便宜的な換算方法として、現在、課税石油ガスの温度や比重に関係なく、一律に0.56kg/lと決められているが、地域によっては、プロパンを主成分とするものを使用しており、その場合には、0.50kg/lとして計算できるよう要望する。
- ＬＰガス自動車に対する自動車重量税の免税措置の創設/国税
 天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、ＬＰガス自動車には免税措置がない。
- ＬＰガス自動車に対する自動車税の軽減措置の創設/地方税
 天然ガス自動車には自動車税の軽減措置があるのに対し、ＬＰガス自動車には軽減措置がない。

（３）　印紙税の抜本的な検討
〔要　旨〕
平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充

及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。
（理　由）
（省略）

4　執行に関する事項

（1）　税務執行体制の充実化
〔要　旨〕
消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努めていただきたい。
特に、軽減税率制度やインボイス制度の導入等により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。
（理　由）（省略）

（2）　課税の適正化と課税処理の統一化
〔要　旨〕
軽減税率制度やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないよう、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。
（理　由）（省略）

（3）　消費税に関する広報活動の強化
〔要　旨〕
最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。
（理　由）（省略）

（4）　租税教育の推進
〔要　旨〕
学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。
（理　由）
全間連は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。
消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。
「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協において、毎年、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされていることを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。
なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。
もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

（5）　消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み
〔要　旨〕
消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。
（理　由）
（省略）

（6）　総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実
〔要　旨〕
「総額表示義務に関する消費税法の特例措置（平成25年10月１日から令和３年３月31日まで適用）」が令和３年３月末の期限を持って失効され、同年４月１日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。
しかしながら、総額表示の実態を見ると、依然として消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見され、改善されていない状況にある。
また、全間連が会員を対象にして令和４年４月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54％の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。
このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分るような表示に関するガイドラインについては、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあるものと考えられる。
したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。
（理　由）（省略）

5　マイナンバー制度の普及拡大等

（省略）

省略前の全体版はこちらをご覧ください。▶

北海道間税会連合会

会　長　戸澤　　亨

副会長 永田　英治（札幌西）副会長 米重　武志（札幌北）
副会長 渡辺早久恵（札幌東）副会長 丹野　　司（札幌南）
副会長 成澤　　茂（函　館）副会長 鈴木　安行（岩見沢）
副会長 新谷龍一郎（旭川中）副会長 栗原　栄治（稚　内）
副会長 市町　峰行（苫小牧）副会長 村井　順一（釧　路）

〔事務局〕〒060-0034 札幌市中央区北4条東2丁目8-6
TEL 011-271-6320　FAX 011-272-6360
E-mail：hokkanren@rapid.ocn.ne.jp

仙台国税局間税会連合会

会　長　来海　伸博

青森県間税会連合会　会長　来海　伸博
岩手県間税会連合会　会長　平野　佳則
宮城県間税会連合会　会長　久保田　定
秋田県間税会連合会　会長　村越　正道
山形県間税会連合会　会長　金山　知裕
福島県間税会連合会　会長　滝田　吉宏

局連だより

四国間税会連合会の巻



会長あいさつ

一昨年９月に四国間税会連合会会長に就任致しました久米加寿徳でございます。前村上会長から引継ぎ重点施策の会員増強による組織拡大への取組み等、その重責を実感しているところです。

四国間税会連合会は平成元年８月に創設され現在の組織は徳島県、香川県、愛媛県、高知県の４県に各県間税会連合会、税務署単位に25の単位会で構成され会員数は約5,000人社となっています。

以下、四間連部会及び単位会（一部）の活動状況をご紹介致します。

女性部会研修会愛媛大会　　（四間連女性部会）

令和８年５月28日（木）に松山市の「道後温泉ふなや」において、四間連女性部会第25回研修会を開催致しました。

研修会では、高松国税局の齋地局長を講師にお招きし「局長が語る高松国税局の仕事」という演題で、ご講演いただきました。

また、笑いヨガティーチャーの玉井千恵氏に「笑顔は最高のメイク」と題してご講演をいただき、手拍子や掛け声をかけながら実際に笑いヨガを体験しました。当日は、四国４県から約70名の女性部会員が集い会場全体が笑顔に包まれました。



青年部合同研修会　　（四間連青年部）

令和８年６月３日(水) に、日亜化学工業株式会社本社工場において研修を行いました。

例年より早い梅雨入りで雨は気になりましたが、幸いにも天気に恵まれて阿南市ロイヤルガーデンホテルでの昼食の後、日亜化学工業株式会社本社工場に向かいました。

日亜化学工業株式会社担当者様を講師とし創業から現在に至るまでの歴史を学ばせていただき、地元の石灰石を利用した蛍光体への応用、青色LEDの開発など会社の歴史に添った現物も一部拝見しながら説明を受けました。





税の標語入選作品の展示会　　（高松間税会）

毎年11月、高松市商店街で開催されるタックスウォークラリー（「税を考える週間」行事）会場で「税の標語」入選作品の展示を行っています。

今回も多数の方々が来場され、ご家族と記念撮影をされている生徒さんもおられました。





女性部・青年部合同研修会　　（高松間税会）

高松間税会では、毎年12月女性部・青年部合同研修会を行っています。

令和７年も約50名参加者により谷川高松税務署長が講演（酒類行政とお酒のはなし）され酒税について詳しい内容を楽しく拝聴しました。

研修会終了後の昼食会では会員間での懇親を深めました。





「税の標語」の募集・表彰　　（丸亀間税会）

丸亀間税会では、四国税理士会丸亀支部、丸亀税務署や丸亀税務署管内青色申告会連合会、（公社）丸亀法人会と協力し、「税の標語」の募集及び表彰を行っています。当事業は、中学生が税を正しく理解し、考える機会を持つことを目的としています。

税務研修会と企業連携交流　　（坂出間税会）

坂出間税会では年２回、税務研修会と企業連携交流会を実施しています。令和７年度は令和７年８月29日、令和８年２月５日に綾歌郡宇多津町に於いて坂出税務署による税務研修会、引き続いて企業連携交流会を行い会員相互の親睦を深めました。

その他にも令和７年11月１日に「税を考える週間」に合わせ綾歌郡宇多津町のイベント会場に於いて来場者に対し、坂出税務署、坂出法人会とともに税金関係パンフレット等を配布するなど税の広報を行いました。

令和８年６月には坂出市内小学校に於いて当会







会員が講師となり租税教室を実施するなど活発に活動しています。

親子参加型のワークショップ　（観音寺間税会）

観音寺間税会では、次世代を担う地域の小学生を対象に、租税教育の一環として親子参加型のワークショップを毎年開催しております。

本取り組みは、様々な体験を通じて「お金の上手な使い方」を楽しく学ぶことを目的としています。プログラムの中では、単なる知識の習得にとどまらず、子どもたち自身が「お金の大切さ」やお金は『ありがとう』という感謝の気持ちと交換するものであるという本質を理解できるよう工夫を凝らしています。

また、日頃から支えてくれている「親への感謝」の気持ちを育む体験型の勉強会としても大変好評を得ております。今後も税知識の普及とともに、地域社会の健全な発展に寄与する活動を継続してまいります。



社会貢献活動　（長尾間税会）

①小学生への租税教室

長尾間税会より講師を派遣し、小学生への租税教室を実施しています。次世代を担う子どもたちが税の意義を正しく理解し、社会の一員として税について主体的に考える力を育むことを目的としています。

②介護施設への餅つき慰問

毎年年末に「たんぽぽの家」で暮らすお年寄りの皆さまにお正月気分を味わっていただこうと餅つき大会を開催し、お年寄りとの交流を図っています。

啓発ポスター作製　（阿波麻植間税会）

阿波麻植間税会では、川島税務署と連携し、租税教育の一環として、確定申告のオンライン申請やキャッシュレス納付の普及啓発を目的としたポスター作製に取り組んでおります。

この取組は毎年実施しているもので、川島税務署管内にある４つの高校が持ち回りで参加しております。高校生ならではの感性や発想を活かしながら、税への理解を深める機会を創出するとともに、地域住民への広報活動にもつなげております。

令和７年度は阿波高校が担当し、美術部１年の近藤みかさんが作品を制作しました。ポスターには、スマートフォンを持った阿波踊りの踊り手や徳島県特産のスダチなど、徳島ならではのモチーフが描かれ、「スマホで申告」「納税できるんじょ」といった親しみやすいメッセージを添えることで、オンライン申告の利便性を分かりやすく表現しております。



近藤さんは約１か月にわたり試行錯誤を重ねながら制作に取り組み、その功績をたたえ、阿波麻植間税会と川島税務署から感謝状が贈呈されました。地域の高校生と連携した継続的な租税教育活動として、また徳島らしさを生かした効果的な広報活動として、高く評価されております。

税を考える文化イベント　（鳴門間税会）

鳴門間税会においては、令和８年１月31日に「税を考える文化イベント」として、「馬頭琴とスティールパンをたのしむ♪」を開催いたしました。音楽文化を通じて市民の皆さまに税への関心を持っていただくことを目的とした取組であり、税を身近に感じていただく新たな啓発活動として注目されました。

「租税教室」「税の標語」作品展　（松山間税会）

松山間税会では、毎年、市内の小学校６年生を対象に租税教室を実施しており、青年部会役員が講師となり、「税金はどのようなことに使われているのか」「税金のない世界になったらどうなるのか」など税金の仕組みや重要性を学ぶ授業を開催しています。

例年、租税教室を実施した小学校から、多数の「税の標語」の応募をいただいており、11月の「税を考える週間」にあわせて、市内の百貨店（いよてつ高島屋）で作品を展示していただいています。



「税の標語」の募集・表彰　（南国間税会）

「税の標語」の募集を通して、広く租税の啓発活動や租税教育を推進しています。「税を考える週間（11月11～17日）」にあわせて、応募作品の中から優れた作品を選び、入選作品を発表するとともに入選者には記念品を添えて表彰をしています。

このたび、南国間税会も引き続き12年目となる「税の標語」事業を南国市の４中学校にお願いし、157作品の応募がありました。入選された６作品（南国税務署長賞１、当会優秀賞５）を表彰し、授与式は令和７年11月10日、南国市教育委員会のご協力をいただき、兼若南国税務署長、竹内南国市教育委員長及び関係者をお迎えして執り行い、表彰状とともに副賞を授与しました。また、応募の全生徒に間税会製クリアファイルを贈呈しました。



未来を育む「税の授業」　（幡多間税会）

次代を担う子どもたちが税への関心と理解を深める一助となるよう、幡多租税教育推進協議会と連携し、地域の小中学校計８校にて租税教室を実施いたしました。

授業では、暮らしを支える税金の仕組みや、身近な公共サービスとの関わりについて解説。さらに、「もしも税金がなかったら」というテーマのアニメ視聴を通じ、税が社会に果たす役割の大きさを分かりやすく伝えました。

真剣な眼差しで学び、税の大切さを再確認する子どもたちの姿が大変印象的でした。



関東信越間税会連合会

（単位会数63間税会　会員数18,259名）
令和８年４月１日現在



小暮進勇 会長

関東信越間税会連合会は、埼玉・茨城・栃木・群馬・長野・新潟の６県間連及びその傘下の63間税会で構成されています。

地理的には、埼玉県の太平洋側から新潟県の日本海側と広範囲に及び、全県間連の役員が集まるには不便な面もありますが、各県間連が緊密な連絡調整や情報交換を行いながら活動をしております。

活動に当たっては、税の標語の募集、クリアファイルの配布、消費税アンケート調査の回収等について、いわゆる「０（ゼロ）無い運動」を目標に掲げ傘下の全間税会が活動に参加し、組織の増強に力を入れてきました。

また、当連合会独自施策として各県１間税会を指定したモデル会制度や税の標語及び会員増強に対する独自の推進費（報奨金）制度を設けて活動の活性化を図ってきました。

今後ともこれまでの各種施策を維持しつつ、新たな目標に向かって間税会を発展させていただきたいと考えております。

【最近の活動状況】

□組織増強（会員数）令和８年度 18,259名
　前年比　△411名
□税の標語応募件数　令和７年度 116,193点
　前年比　＋12,782点
□クリアファイル作成枚数　令和７年度 129,215枚
　前年比　△1,283枚
□消費税アンケート調査　令和８年度 3,350枚
　回収枚数前年比　＋85枚

埼玉県間税会連合会

単会数15間税会　会員数7,503名



小暮進勇 会長

当連合会では、独自の助成金制度を活用し活動の充実を図っております。各間税会長や役員が密に連絡調整を行い、積極的な勧誘活動により、会員数全国１位の大宮間税会をはじめ、全国有数の会員数を誇る単位会がリーダーとなり間税会の発展に努めています。

茨城県間税会連合会

単会数８間税会　会員数　2,930人社



横山和裕 会長

茨城県連においては、御当局が推進するデジタル活用の啓発、広報等の活動に各管轄税務署と連携を図りながら取り組んでおります。また、税の標語、クリアファイルの活用、消費税アンケート調査等の活動、および組織の維持拡大に努めてまいります。

栃木県間税会連合会

単会数８間税会　会員数1,486名



山本孝雄 会長

栃木県間税会連合会では、税務御当局と連携し、世界の消費税クリアファイル・税の標語・税金クイズ・租税教育等の間税会活動を通じ、消費税の啓蒙に努めています。又、消費税のインボイス制度等の説明会の開催など、周知広報を行っています。

群馬県間税会連合会

単会数９間税会　会員数2,088名



大山賢司 会長

群馬県連では県内各税務署のご協力をいただきながら、申告納税に対する啓発・広報活動及び、「税の標語」募集活動等を推進しております。今後も税務署や間税会会員の皆さまとともに、消費税の重要性を伝えられるよう活動してまいります。

長野県間税会連合会

単会数10間税会　会員数2,553名



原　桂一 会長

当連合会においては「税の標語」の募集強化を今年度の目標とする。実績の高い単位会からの募集方法の開示提供を受け、10単位会の募集資材の共通化などを目指すと共にメーリングリスト設置で情報共有を図る。

新潟県間税会連合会

単位会数13単位会　会員数1,699名



高野幹也 会長

新潟県間税会連合会では、傘下13単会が各税務当局と連携し、世界の消費税クリアファイル、税の標語の募集、租税教室の開催等を通して消費税の啓発活動に努めております。また、その活動を活発化することで会員増強による組織拡充に繋げて参ります。

関東信越間税会連合会

〒369-0121 埼玉県鴻巣市吹上富士見２－２－２
TEL 048-598-3879

間税会だより

組織増強への取り組み

全間連では、平成26年４月以降、「会員増強」を最重点施策の１つとし数値目標を設定するなどして、会員増強に努めたきたところ、令和２年以降の会員数については、新型コロナの影響等もあり、大幅な減少が続いた後、令和５年度は、全間連・東京局間連が創立50周年の節目に当たることから、会員増強施策として、20％以上の純増の数値目標を掲げ、積極的な取組みを展開したことから、前年度に比べて101名減少となったものの、減員数は令和２年度及び３年度に比べて大幅に改善した。

しかしながら、令和８年４月１日現在の会員数は、前年度より1,689名の減と３年連続で大幅な減少となり、７万名台の水準となった。

このよう厳しい状況の中、会員増強に精力的に取り組まれ、会員数を増やした間税会があります。

今回の間税会だよりでは、令和７年度中に会員増を行った会の中から、４間税会について、会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

津山間税会

広島局間連

１．組織状況

区　分	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
会員数	287名	335名	338名	465名

１．組織拡大への取り組み

令和６年６月28日の津山間税会35周年青年部・女性部設立15周年の実施を機に、会員数は目覚ましく伸び始めました。

令和５年６月の総会で、「来年には親会・青年部・女性部の周年行事を実施しよう」との声が上がり、８月には実行委員会を立ち上げ準備を始めましたが、記念式典を盛り上げる為には是非とも会員増強が必要との思いが一致し、役員一同会員増を目指して頑張りました。

そして、令和６年９月26日第18回モデル会に指定され更に火が付きました。

また、末澤会長から会員増強のために、個人も入会できるようにできないか？との提案があり、令和７年６月の総会で津山間税会の規約を改正し、個人も入会できるようにし、同時に会長が津山商工会議所副会頭であるところから、会議所議員約100名に間税会入会を呼びかけました。

以上、会員数が大幅に伸びた理由です。



２．主な事業活動の内容

津山間税会は、租税教室に力を入れており令和７年度は津山税務署管内小学校51校の実施率100％を達成しました。

主に小学校６年生を対象に67クラス、1,390人に租税教室実施しました。

また「税の標語」の募集にも取り組んでおり小中高校生628人から1,105点の標語を集めました。



これらの活動は、青年部・女性部の会員皆さんのお陰です。

３．今後の活動方針

津山間税会は、日頃の活動が楽しくなければ間税会ではない、組織の拡大はできないという考えで取り組んでおります。

まず青年部は、毎年鳥取間税会との親睦ゴルフを実施しており、実施場所は鳥取・津山交互で、ゴルフの後は税務研修や親睦会を行っております。

女性部は、11月になるとカニ漁の解禁に合わせ、カニ料理を味わいに鳥取方面に移動研修会として出かけます。

総会・役員会・税務研修・その他の会合後は親睦会を行い、常に会員の交流を心がけております。

今後も会員が楽しむことをベースに活動を続けてまいります。



浦和間税会

関東信越間連

１．組織状況

区　分	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
会員数	712名	714名	817名	903名

組織拡大のために講じた索　　浦和間税会　名古谷　誠

私共、浦和間税会では、「会員拡大こそ組織活性化の原動力」との考えのもと会員活動に力を入れて参りました。近年、事業環境や社会情勢の変動により、団体活動への参加意識も多様化しています。そのような中で、間税会の意識や魅力を改めて伝えることが重要であると考えました。

まず取り組んだのは、役員の気概レベルの向上です。委員会を増やし各委員会の役割を充実し１年目は、そのモチベーションを挙げさせていただき、役員の方々に増

強活動に力を注いで頂きました。また、銀行関係の方々が多かったので、更なる増強のお手伝いを頂きました。

その際、単なる加入のお願いではなく、消費税をはじめとする間接税制度への理解促進や、税務行政への協力、地域経済の発展に貢献できる団体であることを丁寧に説明するようにお願いしました。

また、税務研修会、県外研修、講演会、ゴルフコンペ等会員にとって有益な情報交換と交流の場を提供しました。

実際に活動へ参加して頂くことで間税会の価値を体感して頂き、新規加入につながるケースも多くみられます。

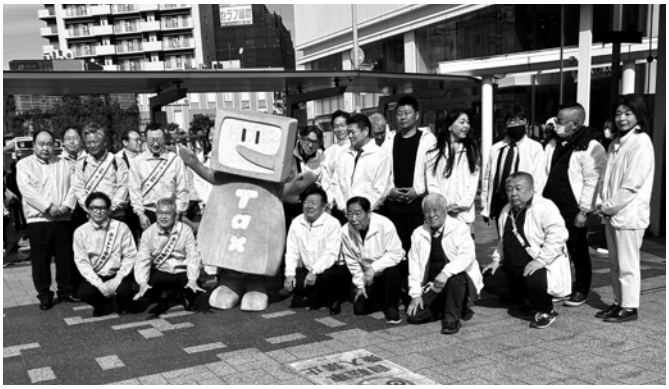
さらに、青年部や女性部との連携を強化し、若い世代の経営者や後継者にも活動の輪を広げました。

次代を担う人材の参加は、組織に新たな活力をもたらし、会員増強と組織基盤の強化の両面で大きな成果を生み出しています。

これらの地道な取り組みの結果、多くの新規会員を迎えることができました。

会員増強は単なる数字の拡大ではなく、納税意識の向上と地域社会への貢献の輪を広げる活動でもあります。

今後も間税会の使命を共有しながら魅力ある事業を展開し、更なる組織の発展と税務行政への協力に努めて参ります。





所沢間税会

関東信越間連

1．組織状況

区　分	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
会員数	720名	721名	785名	863名

2．組織拡大への取り組み方

所沢間税会の会長を今年の６月２日の総会にて、鴨井会長の後任として拝命致しました本橋　勝と申します、宜しくお願い申し上げます。

当会では平成29年から令和２年まで会員増強が良い形で進められ会員数1100名を推移しておりましたが、コロナ渦の影響で激減したのちは残念ながら700名代を数年過ごして参りましたが令和８年には863名と徐々に回復しつつ有り当会の最高時である1100名までに戻る為に当会会員が所属している各団体のメンバーに入会を強く要請し200名増をめざします。又、今年もゴルフコンペを全間連青年部の小坂委員の計らいで７月に６組で開催予定です。会員も恒例になり多くの方の参加が有り交流が図れております。

3．主な活動の内容

・所沢間税会理事・代議員による役員会
　所沢間税会新春講演会
　所沢間税会通常総会
・税の標語募集

所沢間税会は所沢税務署管内の所沢市、入間市、狭山市、飯能市、日高市の一部で構成されていて税の標語委員長を私が受けておりますが、各支部の副会長がそれぞれの市の教育委員会を通して募集用紙を配布、回収、審査等を事務局と合同で行って居ります。

私の記憶では平成31年頃より税の標語を行い現在では各支部長さんの熱心な取り組みのお陰で、目標にしていた松阪間税会さんを抜いて全国で初めて１位の成績を収める事ができました。

・世界のクリアファイル配布事業（10,100部）

税の標語を応募して頂いた生徒さんと一般の方々へお礼と会員等々に広く配布して居ります。

・消費税アンケート調査（128枚）
　会員と会員企業へ協力依頼
・支部総会の開催

所沢間税会では今年は副会長の改選もあり７月に支部役員会を開き８月頃に支部総会を開催する予定で進めて居ります。

・税知識の研修活動勉強会、親睦ゴルフコンペ等
　以上の様な事業を例年実施して居ります。

4．今後の活動方針

所沢間税会におきまして今年は全間連常務理事で当会の執行役員である田辺氏が退任なされましたので、組織変更が有り鴨井前会長が執行役員として関東信越間連の役員に就任され、私、本橋が所沢間税会の会長を引き継ぎました。

会員増強を計り、税の標語も毎年の楽しい事業となり子供達にも税の標語を通して正しい税の知識を学んで頂、こころ豊で、楽しい会を目指します。

所沢間税会　会長　本橋　勝





金沢間税会

北陸間連

1．組織状況

区　分	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
会員数	682名	633名	618名	669名

令和６年能登半島地震及び能登豪雨災害につきましては、全国の皆様から多大なご支援を賜り、心より深く感謝申し上げます。

震災による海岸線の隆起や河川の氾濫、山崩れや側方流動により、住宅や道路、商業施設や宿泊所の多くが壊滅的な被害を受け、さらに輪島市内では火災により240棟以上焼失するなど、多くの死傷者が出ました。また､金沢間税会の地域(金沢市、かほく市、内灘町、津幡町）においても、多くの方々が被災しました。

復旧・復興に向けて、今もなお、多大な労力と時間を要する厳しい状況が続いておりますが、発災から２年半以上経過したことや、被災地に関する報道が減少していることも相まって、あたかも順調に復興しているかのように思っておられる方もいるようです。

しかしながら、七尾市の和倉温泉の多くの旅館は現在も解体工事中であり、能登半島で農林漁業及び飲食業を営む方々の生業が立ち行かないことから、能登地方では急激に過疎化が進んでいます。

このような厳しい状況の中、令和９年９月29日に全国間税会総連合会第54回通常総会（石川大会）を開催いたします。

私どもは当大会を「能登半島地震復興支援大会」と位置付け、被災者及び被災地の復興支援に取組むとともに、石川県の伝統文化の継承に寄与することを企画しておりますので、全国の間税会の皆様には、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

さて、金沢間税会では、令和７年度に会員拡大委員会を設立し、目標を掲げて会員増強を図るとともに、事業活性化委員会では中学校や高校に直接働きかけて「税の標語」の募集拡大に取組むなど、間税会活動の周知・広報に積極的に取組んでまいりました。

併せて、全国大会に向けて全国大会実行委員会、青年部会及び女性部会を創設し、50代以下の会員の増加を図るなど、様々な努力を積み重ねて会員増強と会活動の活性化に取組んでいます。

石川大会を契機として、震災からの復興支援と間税会の更なる発展に努めてまいりますので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

金沢間税会会長　小杉雄二

北陸間税会連合会

会　長　**小杉　雄二**

富山県間税会連合会　会長　若林　啓介
石川県間税会連合会　会長　小杉　雄二
福井県間税会連合会　会長　上田　祐広

事務局　〒920-0919
石川県金沢市南町4番60号
TEL:076-222-2910　FAX:076-224-2239

広島国税局間税会連合会

会　長　**部谷　俊雄**

広島県間税会連合会　会長　久保　弘睦
山口県間税会連合会　会長　村谷　太洋
岡山県間税会連合会　会長　髙木　晶悟
鳥取県間税会連合会　会長　杉原弘一郎
島根県間税会連合会　会長　足達　明彦

四国間税会連合会

会　長　**久米加寿徳**

香川県間税会連合会　会長　久米加寿徳
愛媛県間税会連合会　会長　清水　一郎
徳島県間税会連合会　会長　若松　紀章
高知県間税会連合会　会長　升久　信司

間税会組織の現状

1　間税会の組織状況

令和８年４月１日現在の会員数は79,349名で、前年同期の会員数81,038名に対し1,689名の減少となっています。

別表１「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。

各局連の会員数の変動を見ますと、大阪以外の全局間連の数値が減少しました。

別表１　間税会組織状況表　　８．６．１

局連名	会員数 令和8年4月1日	令和7年4月1日	増減
	名	名	名
東京	17,473	18,178	△ 705
関東信越	18,259	18,672	△ 413
大阪	8	6	2
北海道	4,134	4,213	△ 79
仙台	3,216	3,226	△ 10
東海	6,549	6,597	△ 48
北陸	5,425	5,502	△ 77
広島	8,224	8,301	△ 77
四国	4,988	5,160	△ 172
福岡	8,223	8,312	△ 89
南九州	2,443	2,457	△ 14
沖縄	407	414	△ 7
計	79,341	81,032	△ 1,691
	79,349	81,038	△ 1,689

（注）計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

2　平成26年以降の会員数の推移

全間連では、平成26年４月以降、「会員増強」を最重点施策の１つとし数値目標を設定するなどして、会員増強に努めたきたところ、令和２年以降の会員数については、新型コロナの影響等もあり、大幅な減少が続いた後、令和５年度は、全間連・東京局間連が創立50周年の節目に当たることから、会員増強施策として、20％以上の純増の数値目標を掲げ、極的な取組みを展開したことから、前年度に比べて101名減少となったものの、減員数は令和２年度及び３年度に比べて大幅に改善した。

しかしながら、令和８年４月１日現在の会員数は、前年度より1,689名の減と３年連続で大幅な減少となり、７万名台の水準となった。

別表２　　（単位：名）

区分	26.4.1	2.4.1	5.4.1	6.4.1	7.4.1	8.4.1
会員数	87,399	89,960	83,876	82,189	81,038	79,349
前年度比	－	△1,041	△101	△1,687	△1,151	△1,689

3　会員数階層別間税会

別表３「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200未満の会が321単会と全体の73%を占めています。

なお、１単位会当たり平均会員数は179名となっています。

4　会員数のランキング

別表４「会員数ランキング」は会員数上位から67間税会（会員数300人以上）を掲載しました。

会員数ランキング50の局間連別では、①関東信越20、②東京15、③福岡８、④広島７、⑤東海６・北陸６、⑦四国４、⑧北海道１となっています。

別表３　間税会会員数階層別分析（8.4.1現在　全間連）　　（単位：会）

会員数＼局間連	東京	関東信越	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	合計
100名未満	20 (18)	13 (12)	10 (11)	44 (43)	28 (28)	2 (2)	20 (20)	9 (9)	7 (7)	27 (27)	4 (4)	184 (181)
100名以上	33 (34)	23 (25)	13 (11)	8 (9)	10 (10)	4 (4)	15 (13)	8 (8)	14 (12)	7 (7)	2 (2)	137 (135)
200名以上	16 (15)	7 (5)	6 (7)		4 (3)	3 (3)	8 (11)	4 (3)	2 (4)	1 (1)		51 (52)
300名以上	5 (7)	5 (6)	0 (0)		3 (3)	2 (2)	4 (4)	0 (1)	2 (2)			21 (25)
400名以上	6 (6)	6 (5)	1 (1)		2 (3)		2 (1)	2 (2)	1 (1)			20 (19)
500名以上	2 (1)	0 (2)				1 (1)	1 (0)	1 (1)				5 (5)
600名以上	1 (2)	2 (1)				2 (1)	0 (1)		3 (3)			8 (8)
700名以上		2 (3)			1 (1)	0 (1)		1 (0)	1 (1)			5 (6)
800名以上		3 (2)						0 (1)				3 (3)
900名以上		1 (1)										1 (1)
1,000名以上	1 (1)					1 (1)			1 (1)			3 (3)
2,000名以上		1 (1)										1 (1)
計	84	63	30	52	48	15	50	25	31	35	6	439

（注）（　）書は前年度

（単位：名）

最高	武蔵野 1,517	大宮 2,006	札幌西 410	いわき 196	松阪 760	富山 1,464	福山 597	高知 789	小倉 1,125	中津 230	沖縄中部 162	大宮 2,006
最低	麹町 31	新津 24	富良野 33	胆江 6	飛騨 9	奥越 75	柳井 38	脇町 47	香椎 67	高鍋 10	宮古島 0	宮古島 0
平均	208	290	138	62	136	362	165	200	265	70	68	179
モデル会	千葉東 297	土浦 894	北見 105	本荘 60	沼津 104	松任 152	津山 465	－	西福岡 622	鹿児島 90	－	平均 310

別表４
300名以上の間税会
（ベスト67）　8.4.1現在

順位	団体名	会員数
1	大宮	2,006
2	武蔵野	1,517
3	富山	1,464
4	小倉	1,125
5	浦和	903
6	土浦	894
7	所沢	863
8	越谷	857
9	高知	789
10	博多	781
11	上田	775
12	松阪	760
13	古河	710
14	福井	692
15	金沢	669
16	福岡	661
17	大月	623
18	西福岡	622
19	長崎	610
20	川口	600
20	宇都宮	600
22	福山	597
23	佐原	584
24	長尾	518
25	小松	516
26	東金	513
27	佐賀	491
28	荒川	485
29	長野	471
30	津山	465
31	高松	456
32	芝	443
33	鈴鹿	433
34	竜ケ崎	432
34	新潟	432
36	船橋	431
37	市川	428
38	東三河	421
39	高崎	420
40	呉	413
41	諏訪	412
42	本庄	410
42	札幌西	410
44	葛飾	408
45	山梨	404
46	松山	401
47	岐阜北	395
48	甲府	386
49	久留米	385
50	春日部	382
51	上尾	372
52	広島西	368
53	松本	367
54	広島東	364
55	武生	361
56	高岡	346
57	江戸川南	344
57	相模原	344
57	筑紫	344
60	岡山東	339
61	横浜中	329
62	岐阜南	323
63	北沢	320
64	藤岡	319
64	静岡	319
66	沼田	318
67	益田	301

アンケート集計結果報告

Ⅰ　アンケート調査の実施

(1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、７月末の全間連常任理事会において承認された「令和８年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」（以下「提言書」という。）を財務省、国税庁へ提出するほか、消費者庁へ提言書を提出し「消費税の総額表示義務の適正化」について説明するとともに、自由民主党及び立憲民主党が開催した税制改正ヒアリングに提言書を提出し、主な事項について説明してきたところです。

(2) 消費税制度については、近年、令和元年10月から軽減税率制度が、令和５年10月からインボイス制度が実施されました。このため、これまで全間連が要望してきた事項を勘案しながら、軽減税率制度やインボイス制度に関わる事項をアンケート調査項目として実施しています。これにより多くの会員の皆様の意見を提言書に反映し、提言内容の充実化等を図ることとしています。

このような基本的な考え方の下、令和８年度のアンケート調査では、次の事項を調査項目として実施したところです。

（令和７年度に実施したアンケート調査項目）

○マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除への改組について

（省略）

○インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について

Ⅱ　設問事項

１　アンケート調査項目について

前述のとおり、消費税制度においては、軽減税率制度及びインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されるなど、消費税は新たな時代を迎えています。

そうした中で、本年度に実施する「消費税等に関するアンケート調査」においては、引き続き、これらの制度に関連する全間連の要望事項に対する今後の方向性について、会員の皆様の考え方等を把握することにより、今後の間税会活動の参考に資することとしました。

ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

【アンケート調査項目】

○マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」への改組を要望しています。今後ともこの要望を継続していくことについてどう考えますか。

○インボイス制度における中小事業者等向けの「少額特例」のあり方について

インボイス制度の円滑な導入のために設けられた中小事業者向けの特例措置のうち「少額特例」※については、中小事業者の事務の簡素化に役立っていると考えられますが、令和11年９月30日までの時限措置とされています。この「少額特例」の今後の方向性についてどう考えますか。（一昨年と同様の設問）

※「少額特例」：課税売上高１億円以下の規模の事業者は、１万円未満の経費等について、帳簿の保存のみ（インボイス不要）で仕入税額控除を認める特例措置

(注) アンケート調査項目の回答に当たっては、参考資料を参照してください。

Ⅲ　別紙の「回答率」以下の内容になります

Ⅲ　回答率

アンケート用紙の配付枚数14,380枚に対して回答数は10,443枚（うちグーグルフォームによるものは2,217件）であり、その回答率は72.6％であった（別紙１参照）。

これは、前年度の回答数及び回答率ともに、概ね同じ結果であった。

Ⅳ　回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別紙２参照）。

(1) マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」への改組を要望しています。この調査項目は、今後ともこの要望を継続していくことについて、会員の皆様の考え方等を把握するために実施したものです。その結果、

- ①の「継続すべき」と回答した者は、69.8％と最も多かった。
- ②の「要望不要（軽減税率のままでよい。）」と回答した者は、20.1％、③の「その他」と回答した者は、10.1％であった。

これにより、全間連の提言書の方向性については基本的に容認する結果であった。

＊ 前回調査（令和７年度実施）

① 給付付き税額控除に改組すべきである	69.1%
② 軽減税率のままでよい	27.7%
③ その他	3.2%

(2) インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について

インボイス制度の円滑な導入のために設けられた中小事業者向けの特例措置のうち「少額特例」※については、中小事業者の事務の簡素化に役立っていると考えられますが、令和11年９月30日までの時限措置とされています。

この調査項目は、全間連の提言において、この「少額特例」についての今後の方向性について会員の皆様の考え方等を把握するために実施したものです。（一昨年と同様の設問）その結果、

※「少額特例」：課税売上高１億円以下の規模の事業者は、１万円未満の経費等について、帳簿の保存のみ（インボイス不要）で仕入税額控除を認める特例措置

- ①の「恒久化すべき」と回答した者が、60.8％と最も多かった。
- ②の「期限どおりに廃止すべき」と回答した者が、26.7％、③の「その他」と回答した者は、12.5％であった。

これにより、全間連の提言書においては、「恒久化」を検討するよう要望する必要性が確認された。

＊ 前回調査（令和６年度実施）

① 恒久措置への移行を検討すべき	37.1%
② できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき	19.0%
③ 利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき	23.0%
④ その他	20.8%

なお、上記のアンケート結果を受け、全間連の令和８年度税制改正の提言書において、延長要望をしていた令和８年度中に廃止期限が到来する特例については、「２割特例」が「３割特例」に、「８割控除」が「７割控除」に少し縮減されましたが、要望通り、延長されることになりました。

また、毎年、実施しておりますこのアンケート調査は、会員と全間連をつなぐ重要な行事の一つになっており、税制及び税務執行に関する要望事項のみならず、間税会の運営等に 関する意見・要望を聴取する貴重な機会にもなっております。

以上のような状況を踏まえ、令和８年度においても、次に掲げる設問事項について会員の皆様の考え方をお伺いするためのアンケート調査を実施し、今後の提言活動に反映していきたいと考えておりますので、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

別紙１　アンケート調査回答率

区　分	令和８年度			令和７年度		
	配布数	回答数	回答率	配布数	回答数	回答率
	枚	枚	%	枚	枚	%
東　京	3,250	1,790	55.1	3,450	1,860	53.9
関東信越	3,310	3,193	96.5	3,310	3,205	96.8
大　阪	0	28	－	0	47	－
北海道	780	762	97.7	780	685	87.8
仙　台	460	485	105.4	350	480	137.1
東　海	1,230	929	75.5	1,230	842	68.5
北　陸	1,020	558	54.7	1,020	598	58.6
広　島	1,520	512	33.7	1,520	702	46.2
四　国	980	594	60.6	980	660	67.3
福　岡	1,240	1,244	100.3	1,500	1,270	84.7
南九州	470	309	65.7	470	339	72.1
沖　縄	80	36	45.0	80	6	7.5
業　種	40	3	7.5	40	9	22.5
計	14,380	10,443	72.6	14,730	10,703	72.7

別紙２　　令和８年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（局連別）

1　マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	10,443	1,751	3,193	28	762	485	929	558	512	594	1,244	309	36	42
①継続すべき	69.8%	70.0%	67.8%	71.4%	74.1%	71.8%	74.2%	71.3%	74.0%	67.3%	65.8%	72.2%	69.4%	78.6%
	7,288	1,226	2,164	20	565	348	689	398	379	400	818	223	25	33
②要望不要（軽減税率のままでよい。）	20.1%	18.1%	22.5%	17.9%	19.3%	19.6%	17.3%	18.5%	15.0%	18.4%	22.7%	22.3%	19.4%	16.7%
	2,098	317	719	5	147	95	161	103	77	109	282	69	7	7
③不明、その他	10.1%	11.8%	9.6%	10.7%	6.6%	8.7%	8.5%	10.2%	10.9%	14.3%	11.6%	5.5%	11.1%	4.8%
	1,053	206	308	3	50	42	79	57	56	85	144	17	4	2
④無回答	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2　インボイス制度における中小事業者等向けの「少額特例」のあり方について	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	10,443	1,751	3,193	28	762	485	929	558	512	594	1,244	309	36	42
①恒久化すべき	60.8%	56.7%	61.0%	39.3%	67.2%	68.0%	63.2%	53.2%	57.8%	57.4%	61.6%	68.9%	61.1%	83.3%
	6,351	992	1,949	11	512	330	587	297	296	341	766	213	22	35
②期限どおりに廃止すべき	26.7%	28.3%	26.3%	39.3%	25.3%	22.7%	26.9%	34.2%	29.7%	25.8%	24.0%	24.9%	27.8%	11.9%
	2,786	496	840	11	193	110	250	191	152	153	298	77	10	5
③不明、その他	12.4%	15.0%	12.6%	21.4%	7.3%	9.3%	9.4%	12.4%	12.1%	16.5%	14.4%	6.1%	11.1%	4.8%
	1,290	262	401	6	56	45	87	69	62	98	179	19	4	2
④無回答	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.2%	0.4%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	16	1	3	0	1	0	5	1	2	2	1	0	0	0

別紙２　　令和８年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（全国業種別）

1　マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について	合計	男	女	無回答	製造	卸・小売	建設	運輸通信	農林水産	不動産	飲食・サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	10,443	7,043	3,042	358	1,516	2,043	1,757	414	145	578	1,735	2,007	248	8,123	1,577	743
①継続すべき	69.8%	73.1%	63.3%	59.5%	72.4%	67.9%	71.1%	72.7%	60.7%	69.7%	69.0%	69.7%	66.5%	72.0%	61.3%	63.4%
	7,288	5,150	1,925	213	1,097	1,388	1,250	301	88	403	1,197	1,399	165	5,850	967	471
②要望不要（軽減税率のままでよい。）	20.1%	18.3%	23.7%	24.9%	19.4%	23.2%	19.4%	17.6%	25.5%	22.1%	19.6%	17.7%	23.0%	19.2%	22.8%	24.2%
	2,098	1,289	720	89	294	473	340	73	37	128	340	356	57	1,559	359	180
③不明、その他	10.1%	8.6%	13.0%	15.1%	8.2%	8.9%	9.4%	9.7%	13.8%	8.0%	11.4%	12.5%	10.5%	8.8%	15.9%	12.1%
	1,053	603	396	54	125	181	166	40	20	46	198	251	26	712	251	90
④無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
	4	1	1	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	2	0	2

2　インボイス制度における中小事業者等向けの「少額特例」のあり方について	合計	男	女	無回答	製造	卸・小売	建設	運輸通信	農林水産	不動産	飲食・サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	10,443	7,043	3,042	358	1,516	2,043	1,757	414	145	578	1,735	2,007	248	8,123	1,577	743
①恒久化すべき	60.8%	61.9%	59.4%	50.8%	72.4%	67.9%	71.1%	72.7%	60.7%	69.7%	69.0%	69.7%	66.5%	63.2%	61.3%	63.4%
	6,351	4,362	1,807	182	1,097	1,388	1,250	301	88	403	1,197	1,399	165	5,134	967	471
②期限どおりに廃止すべき	26.7%	27.6%	24.1%	30.4%	19.4%	23.2%	19.4%	17.6%	25.5%	22.1%	19.6%	17.7%	23.0%	26.6%	22.8%	24.2%
	2,786	1,945	732	109	294	473	340	73	37	128	340	356	57	2,164	359	180
③不明、その他	12.4%	10.3%	16.3%	18.7%	8.2%	8.9%	9.4%	9.7%	13.8%	8.0%	11.4%	12.5%	10.5%	10.1%	15.9%	12.1%
	1,290	728	495	67	125	181	166	40	20	46	198	251	26	819	251	90
④無回答	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%
	16	8	8	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	6	0	2

正副会長会議・常任理事会

７月22日（水）東京・四谷 プラザエフにおいて、正副会長会議及び常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部濱田消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議案は、次のとおりです。

①令和７年度収支計算書（見込額）及び令和８年度収支予算書（案）
②令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画（案）
③全間連第53回通常総会の開催について
④「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
⑤令和８年度「税の標語」の選考方法等について
⑥令和８年度全間連会報発行計画及び広告掲載について
⑦令和９年度税制及び執行に関する要望（間接税関係）

青年部役員会の開催

青年部は、去る６月22日（月）役員会を開催し、広島大会における第48回青年部通常総会の開催対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

女性部役員会の開催

女性部は、去る６月18日（木）役員会を開催し、広島大会における第45回女性部通常総会の開催対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

揮発油税中央セミナーについて

第44回揮発油税中央セミナーは、６月18日（木）に国税庁消費税室五里地圭諸税第一係長に講師を依頼し開催しました。各石油関連会社から100名もの応募があり実務担当者が受講し、アンケートには大変勉強になり有意義であったとのコメントが多く寄せられました。

全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援していただけることとなりました。

「税の標語」の募集は平成５年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業が租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。

全間連の主な動き（8.5.15 ～ 8.9.5）

５月15日(金)	全間連会報発行第166号	
５月15日(金)	広報委員会	事務局
５月20日(水)	広島局間連総会	徳山
６月３日(水)	北海道間連総会	札幌
６月８日(月)	東海間連総会	岐阜
６月11日(木)	福岡局間連総会	博多
６月15日(月)	東京局間連総会	東京
６月16日(火)	関東信越間連総会	大宮
６月17日(水)	仙台局間連総会	青森
６月17日(水)	北陸間連総会	金沢
６月17日(水)	南九州間連総会	宮崎
６月18日(木)	女性部役員会	東京
６月18日(木)	揮発油税中央セミナー	東京
６月22日(月)	青年部役員会	東京
７月１日(水)	税制委員会	事務局
７月３日(金)	企画会議	事務局
７月７日(火)	総務委員会	事務局
７月８日(水)	財務委員会	事務局
７月９日(木)	会務委員会	事務局
７月22日(水)	正副会長会議、常任理事会	東京
８月18日(火)	企画会議	事務局
８月27日(木)	事務局長会議	事務局
９月３日(木)	四国間連総会	高松

南九州間税会連合会

会長　池部正紀

大分県間税会連合会　会長　池部正紀
鹿児島県間税会連合会　会長　窪田伸一
熊本県間税会連合会　会長　木下　顕
宮崎県間税会連合会　会長　山口清一

事務局 〒871-0024　大分県中津市中央町2-3-16
TEL:0979-24-5480 FAX:0979-24-5485
E-mail： info@kanzeikai.org

東京国税局間税会連合会

会　長　似鳥　昭雄

（株式会社ニトリホールディングス代表取締会長兼ＣＥＯ）

東京都間税会連合会　会長　河村　守康
神奈川県間税会連合会　会長　六川　勝仁
千葉県間税会連合会　会長　加藤　憲一
山梨県間税会連合会　会長　上原　勇七